

○小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和32年6月1日

条例第20号

〔注〕 平成10年3月から改正経過を注記した。

（報酬）

第1条 特別職の職員で非常勤の者（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に規定する消防団員が、団長の招集による災害対応、訓練、啓発活動等に出動したときは、次の区分により報酬を支給する。この場合において、従事する消防団員の勤務時間により当該報酬の半額又は4分の1の額を支給することができるものとする。

(1) 災害出動 1日につき8,000円

(2) 警戒、訓練及びその他の出動 1日につき2,000円

3 前項に規定する報酬は、必要に応じて一括して支給できるものとする。

（平29条例32・令6条例8・一部改正）

第1条の2 報酬を月額（又は年額。以下この項及び次項のかっこ書きは、年額の場合を示す。）で受ける職員には、その職についた日（月）から報酬を支給し、その職を離れたときは、その日（月）までの報酬を支給する。ただし、日（月）を同じにして職に異動を生じたときは、その日の翌日（月の翌月）から新たな職に対する報酬を支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日（又は年の初月）から支給するとき以外のとき、又はその月の末日（年の末月）まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月（年）の現日数（現月数）を基礎として日割（月割）によって計算する。

（報酬の特例）

第1条の3 別表第1に掲げる特別職の職員が議会の議員である場合においては、日額及び4時間未満の報酬は支給しない。

（平17条例3・追加）

（費用弁償）

第2条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年小諸市条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づいて支給する旅費の例による。ただし、別に市長が定める職員を除き条例第13条の規定は適用しない。
- 4 特別職の職員が、勤務のために要する交通費（片道2キロメートル未満の者は除く。）については、費用弁償として実費を支給する。ただし、月におおむね17日以上勤務する状態にあると市長が認めた者については、小諸市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給する通勤手当の例による。

（平10条例2・平15条例6・平30条例28・令3条例6・令6条例8・一部改正）

（費用弁償の特例）

第2条の2 別表第1に規定する野生鳥獣対策実施隊員には、市内の費用弁償は行わない。

（平17条例3・追加、平27条例28・平29条例32・一部改正）

（規則への委任）

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和29年小諸市条例第28号）は、廃止する。
（投票管理者等の報酬額の特例）
- 3 昭和49年7月7日執行の参議院議員通常選挙に限り、投票管理者及び投票立会人に対する別表の規定の適用については、この規定の投票管理者の項中「3,400円」とあるのは「3,650円」と同投票立会人の項中「2,700円」とあるのは「2,900円」とする。
（教育長職務代理者の報酬額）
- 4 1月以上教育長に事故あるとき又は欠けたときは、その間の教育長職務代理者の報酬は、日額を支払うものとする。

（平28条例21・追加）

以下省略

別表第1（第1条関係）

（令2条例4・全改、令3条例6・令4条例17・令6条例8・令6条例35・
一部改正）

区分			報酬の額（単位：円）			
			年額	月額	日額	4時間未満の額
執行 機関	教育委員会	教育長職務代理者		71,100	20,700	
		委員		54,100		
	選挙管理委員会	委員長		41,100		
		委員		32,400		
	監査委員	議会議員のうちから選任された委員		45,000		
		知識経験を有する者の内から選任された委員		89,000		
	公平委員会	委員長			6,500	3,250
		委員			6,100	3,050
	固定資産評価審査委員会	委員長			6,500	3,250
		委員			6,100	3,050
	農業委員会	会長		89,000		
		会長代理		50,400		
		委員		37,400		
		農地利用最適化推進委員		37,400		
附属 機関	総合計画審議会	会長			6,500	3,250
		委員			6,100	3,050
	住居表示審議会	会長			6,500	3,250
		委員			6,100	3,050
	情報公開・個人情報 報保護審査会	会長			6,500	3,250
		委員			6,100	3,050

	行政不服審査会	会長			6, 500	3, 250
		委員			6, 100	3, 050
	政治倫理市民審査 会	会長			6, 500	3, 250
		委員			6, 100	3, 050
	特別職報酬等審議 会	会長			6, 500	3, 250
		委員			6, 100	3, 050
以下の表 省略						

別表第2（第2条関係）

（平26条例1・一部改正）

区分	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料	
			県外	県内
監査委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、農業委員会の委員及び教育委員会の委員	円 37	円 2,600	円 13,100	円 11,800
上記以外の特別職の職員で非常勤の者	37	2,200	10,900	9,800
以下の表 省略				